

**静岡県告示第684号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年10月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除に係る保安林の所在場所

掛川市浜野字大之浦2940の748、2940の749、2940の755、2940の757、2940の758、2940の760、2940の762、2940の768、2940の769、2940の771、2940の773、2940の774、2940の776、2940の777、2940の780、2940の785、2940の788、2940の790

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅